おうとする者は、国際観光旅客税法第十七条第二項に規定する計算書（以下単に「計算書」という。）の提出に併せて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届け出なければならない。

［一・二　略］

2　前項の規定にかかわらず、計算書の提出に併せて、同項各号に定める方法による届出をすることができなかった又はできないときは、輸出入等関連情報処理組織又は書面により、第六条の三に定める方法による国際観光旅客税の納付を行いたい旨を当該納付をするときまでに納税地を所轄する税関長に届け出ることができる。

3　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法第十八条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）の規定により第六条の三に定める方法による国際観光旅客税の納付を行おうとする者は、輸出入等関連情報処理組織又は書面により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ納税地を所轄する税関長に届け出なければならない。

4　［略］

（輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付手続）

第六条　関税法第九条の四ただし書、国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（消費税等及び国際観光旅客税の納付手続を除く。）及びとん税法施行令第二条第二項ただし書（特別とん税法施行令第二条において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　税関又は輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、関税等の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供したプログラムを用いて納付番号その他の納付情報を入力して、納付する方法

二　［略］

（輸出入等関連情報処理組織による消費税等の納付手続）

第六条の二　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（消費税等の納付手続に限る。）に規定する財務省令で定める方法は、会社の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、消費税等の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供したプログラムを用いて納付番号その他の納付情報を入力して、納付する方法とする。

（輸出入等関連情報処理組織による国際観光旅客税の納付手続）

第六条の三　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

おうとする者は、国際観光旅客税法第十七条第二項に規定する計算書（以下単に「計算書」という。）の提出に併せて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ税関長に届け出なければならない。

［一・二　同上］

2　前項の規定にかかわらず、計算書の提出に併せて、同項各号に定める方法による届出をすることができなかった又はできないときは、輸出入等関連情報処理組織又は書面により、第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行いたい旨を当該納付をするときまでに納税地を所轄する税関長に届け出ることができる。

3　国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税法第十八条に規定する国際観光旅客税の納付手続に限る。）の規定により第六条の二に定める方法による国際観光旅客税の納付を行おうとする者は、輸出入等関連情報処理組織又は書面により、当該納付を行いたい旨をあらかじめ納税地を所轄する税関長に届け出なければならない。

4　［同上］

（輸出入等関連情報処理組織による関税等の納付手続）

第六条　関税法第九条の四ただし書、国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条第一項ただし書（国際観光旅客税の納付手続を除く。）及びとん税法施行令第二条第二項ただし書（特別とん税法施行令第二条において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一　税関又は輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（次号及び次条において「会社」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、関税等の納付手続に利用できるものとして金融機関が提供したプログラムを用いて納付番号その他の納付情報を入力して、納付する方法

二　［同上］

［条を加える。］

（輸出入等関連情報処理組織による国際観光旅客税の納付手続）

第六条の二　［同上］